

答 申

第1 本審査会の結論

令和3年6月10日付け三種総発—275により諮問のあったことについては、審議の結果、妥当であると認める。

第2 諮問の概要

死者に関する情報の開示請求の取扱いについて、具体的な運用に関する事項を定めるに当たり、意見を求めるものである。

1 請求可否の判断基準について

各所属の保有する文書の洗出しを実施し、死者に関する情報の開示請求の対象となることが見込まれる文書等を別紙のとおり類型化した。この別紙の内容を請求可否の判断基準とする。

2 三種町個人情報保護事務取扱要領の改正について

三種町個人情報保護事務取扱要領に、死者に関する情報の開示請求の取扱いに関する事項を追加するほか、その他所要の改正を行う。

<主な改正内容>

- (1) 開示請求者自身の個人情報であると考えられる情報（開示請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報等）及び社会通念上開示請求者自身の個人情報と見なせるほど開示請求者と密接な関係がある情報（死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報）を開示請求者を本人とする保有個人情報に含める規定を追加
- (2) 請求資格の確認のために提出を求める書類に関する規定の整備
- (3) 請求を認めることができる者が複数いる場合の取扱いに関する規定の整備

第3 本審査会の判断

本諮問の各事項に関する本審査会の意見は、次のとおりである。

1 請求可否の判断基準について

死者に関する情報の開示請求の対象となることが見込まれる文書等を類型化した別紙の内容を請求可否の判断基準とするという諮問内容は、妥当

と認める。

- 2 三種町個人情報保護事務取扱要領の改正について
三種町個人情報保護事務取扱要領の改正について、諮問内容は妥当と認める。
- 3 上記1及び2のことから、本審査会は、「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第4 審議の経過

審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年6月10日	諮問
令和3年6月24日	審議（令和3年度第1回審査会）

第5 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎、委員 田中 誠一

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦